

子ども手当に係る寄附の受領について

1 子ども手当に係る寄附制度の概要

(1) 制度の趣旨

「次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援する」観点から支給される子ども手当について、地域の子ども全体の育ちを応援するために手当を使ってほしいという市民の要望に応えるため、寄附制度が設けられました。

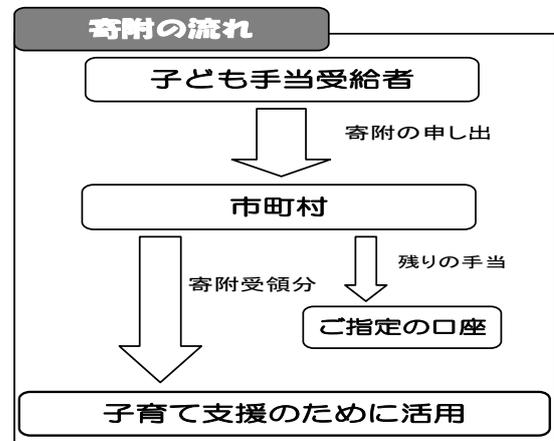
(2) 寄付の方法

子ども手当の受給者が、手当を受ける前に市町村に寄附を申し出ること、金融機関に向くことなく、簡単に寄附することができます。

支給される手当のうち、寄附の申し出があった分については、直接市町村が寄附として受領します。

(右図参照)

寄附は、子ども手当の1人あたり月額である13,000円を単位として受け付けます。



(3) 寄附の使途

地方自治体を実施する子育て支援に関わる施策に使うことが、法律上定められています。

【参考】平成22年度における子ども手当の支給に関する法律 第23条第2項

市町村は、前項の規定により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの育ちを支援するために使用しなければならない。

2 本市の取組

(1) 実施の経緯

- 平成22年8月27日 : 10月支給期から寄附を開始することを記者発表。
- 8月28日 : 市民に送付する通知に寄附案内チラシを同封して広報。
- 9月17日 : 10月支給にかかる寄附申込締切。
- 10月15日 : 10月支給にかかる寄附の代理受納。
- 平成23年1月20日 : 2月支給にかかる寄附申込締切。
- 2月15日 : 2月支給にかかる寄附の代理受納。

(2) 受領金額

10月支給にかかる受納金額	312,000円	24か月分／7人
2月支給にかかる受納金額	429,000円	33か月分／8人
22年度合計受領額	741,000円	(寄附申し出者：11人)

<参考>全国での取組状況

10月支給における寄附金額：8,281,000円（117件）

3 寄附の活用について

(1) 活用方法

本市では、「困難を抱える子どもの育ちを支援する」事業に活用することとし、寄附案内チラシ等でその旨を周知しました。

(2) 寄附の使途

2月15日までに支給される子ども手当にかかる寄附（合計741,000円）を、「特定非営利法人子どもセンターてんぼ」に補助します。

(3) 補助する法人の選定理由

- ・ 「子どもセンターてんぼ」は、子どもを直接支援する市内の特定非営利法人で、横浜市から助成金等を支出していない団体です。
- ・ 全国でまだ4か所しかない、虐待を受けた10代後半の子どもの緊急避難先となる、子どもシェルターの運営を活動の中心とする法人であり、横浜市の児童虐待対策に貢献している。

(参考) 特定非営利法人 子どもセンター てんぼ

平成19年から、10代後半の子どもに安全と安心を保障する一時的な居場所（定員4名）を設置している。シェルター職員およびボランティアにより食事の提供などの日常生活支援を24時間365日提供すると同時に、①子ども担当弁護士による法的支援、②医療機関受診援助、③施設職員による就労情報提供および就職活動支援、④退所先の確保支援等を行っています（こどものシェルター運営事業）。なお、シェルターの場所は非公開となっています。

このほか、児童福祉、女性相談、生活保護等の福祉制度について横断的に知識を有する人材を育成し、居場所のない子どもに、迅速かつ適切なアドバイスの提供ができるよう電話相談事業を行っています。また、平成22年には神奈川県内に自立援助ホームも開設しました。

事務局：横浜市港北区新横浜2-4-6 新横浜法律事務所内

理事長：影山 秀人 氏（横浜弁護士会所属）